

アマチュア局免許申請書並

提出日（郵送の場合は投函
日）を記載して下さい。

計書（特例様式）

令和 5年 9月 25日

北海道総合通信局長（注1）殿

収入印紙は郵便局で購入できます。

収入証紙や郵便切手は貼らないで下さい。

収入印紙をはるところ

4,300円

（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産
業規格A列4番の用紙にはってください。）

（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白
に「過納承諾 氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を はじめたいので 申請します。

（電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）

記

1 申請者（注2）

住 所	〒（060-1000） 札幌市中央区×条×丁目×-× 国籍（外国人のみ記載）〔 〕
氏 名	フリガナ ホッカイ タロウ 北海 太郎

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注3）

電波法又は放送法に基づく処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
-------------------------	--

3 免許に関する事項（注4）

①	次のいずれかに該当する場合は「有」になります。 ・電波法または放送法に規定する罪を犯し、懲役、禁固または罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない。 ・無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過していない。
②	
②	

4 電波利用料の前納（電波利用料の前納）（注5）

① 電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（毎年納付）
② 電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（5年分納付）。 <input type="checkbox"/> 3年（4年分納付） <input type="checkbox"/> 2年（3年分納付） <input type="checkbox"/> 1年（2年分納付）

5 申請の内容に関する連絡先

氏 名	フリガナ <input checked="" type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	090-1234-5678
電子メールアドレス	taro@xx.xx.jp

平日の日中に連絡可能な電話番号を記載して下さい。

無線局事項書及び工事設計書（注6）

6	免許の番号	※記載不要		A第	号
7	申請（届出）の区分	開設			
8	住所及び氏名	上記1と同じ			
9	無線従事者免許証の番号	JABC 1234		無線従事者免許証をお持ちの場合は 免許証番号を記載して下さい。	
		<input type="checkbox"/> 無線従事者免許 同時申請	同時申請 国家試験受験番号 修了証明書の番号		
10	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項			
11	呼出符号	※記載不要			
12	無線設備の常置場所	住所	<input type="checkbox"/> 上記1及び8の住所と同じ 札幌市北区×条×丁目×-× 常置場所が「1」の住所と同じ場合はチェックを入れ、常置場所の記載を省略できます。		
13	移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）			
14	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input checked="" type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力			
15	備考	① 現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号 免許の番号 <u>北A第</u> 号 呼出符号 <u> </u> アマチュア局を開設している場合であって、そのアマチュア局の廃止から6ヵ月を経過していない場合であって、そのアマ 過去にアマチュア無線局を開設していた場合で、当時の呼出符号で再度免許を受けたい場合は、 余白箇所に「旧コールサイン希望 JO8O×△」と記載して下さい。この場合、過去に希望する コールサインが指定されていたことを証する書面の添付が必要となることがあります。			
16 工事設計書	第 1 送信機	適合表示無線設備の番号	002-123456		
	第 2 送信機	適合表示無線設備の番号	002KN123		
	第 送信機	適合表示無線設備の番号	送信機に記載されている適合表示無線設備の番号を記載して下さい。		
	第 送信機	適合表示無線設備の番号			
	第 送信機	適合表示無線設備の番号			
	その他の工事設計		<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。		

【注意事項】

1. 申請様式について

この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用できます。

- (1) 空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの
- (2) 適合表示無線設備のみを使用するもの
- (3) 移動するもの
- (4) 個人が開設するもの（クラブ局は不可）
- (5) 人工衛星等のアマチュア局でないもの

※上記を満たさないアマチュア局を開設する場合は一般用の様式を使用下さい。

2. 提出書類について

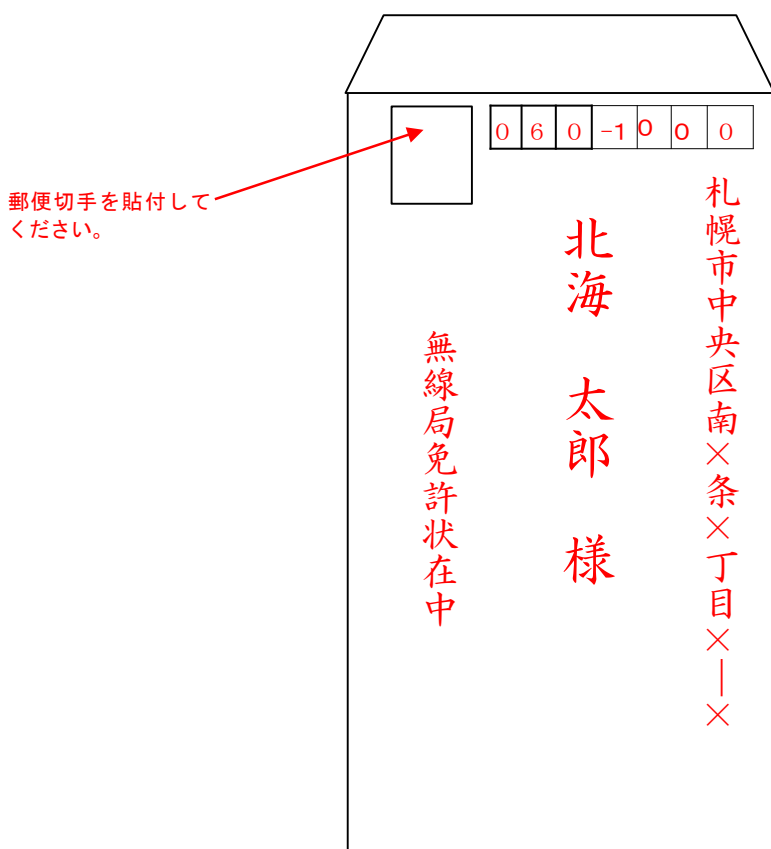
○アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書 1部

○返信用封筒（切手貼付）

※当局で免許状の受理を希望する場合は、返信用封筒は不要です。

※返信用封筒に記載の住所と申請書に記載の住所が異なる場合は、異なる理由を記載したメモ書きを申請書に添付してください。

<返信用封筒の記載例>



定型内封筒に当局で免許状を入れて送付する場合は、免許状の大きさはA5サイズ（縦約148mm×横約210mm。A4サイズの半分の大きさ）のため、免許状を折り曲げてお送りすることになります。この折り曲げを避ける場合は、A5サイズ以上が入る大きさの封筒を提出してください。

【提出先】

〒060-8795
札幌市北区北8条西2丁目

北海道総合通信局
陸上課第一私設担当